

事案調書(決定会議)

審議日 令和3年11月5日

案件名	高齢者・障害者に関わる施策の見直し・公の施設の廃止について						
所管	健康福祉	局区	地域包括ケア推進	部	担当者	内線	
					地域包括ケア推進課 福祉基盤課 高齢・障害者福祉課 高齢・障害者支援課 津久井保健福祉課		

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	○令和4年度における高齢者・障害者に関わる施策の見直し(転換)・公の施設の廃止について
--	---

決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。
-------------------------	--------------

事案概要 / 事業の実施期間

別紙1のとおり

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施内容	別紙2のとおり						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金			別紙3のとおり					
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0

捻出する財源概要...

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要 ...

見直しの概要（事業一覧）

第4期地域福祉計画に係る令和4年度の施策の見直し

	事業名	分類	主な内容
A	地域の包括的な支援体制づくりの検討（1）	新規	重層的支援体制整備事業移行準備事業として、本市に相応しい包括的相談支援事業、多機関協働事業の体制を検討するとともに、地区社会福祉協議会を中心とした地域のプラットフォームの形成による地域づくりを検討する。併せて、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わらず働くことができる生涯現役社会を目指すため、高齢者の就労支援に資する生涯現役促進地域連携事業の実施を検討する。

第8期高齢者保健福祉計画に係る令和4年度の施策の見直し（下記のほかAも該当）

	事業名	分類	主な内容
B	○ ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業の対象地域の拡大	適正化	旧相模原市の区域のみを対象としている高齢者等移送サービス利用助成事業を市内全域に拡充する。
C	● 津久井地域移動支援サービス事業運営費補助金交付事業に係る費用助成の見直し（2）	適正化	助成額の見直し（負担格差を軽減） ・ 1運行300円を上限とし、対象者1人につき、運行48回を限度とするものから1運行10km超の運行を対象に10kmを超えた距離に対し、100円を乗じた額を助成し、運行48回を限度とする。
D	はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の見直し	適正化	事業対象者の年齢を70歳以上から、75歳以上へ引き上げるとともに、助成額を1枚あたり2,000円から1,000円へ減額する。
E	敬老事業（敬老祝金の廃止）	廃止	廃止（各敬老事業のうち敬老祝金、令和3年度末条例廃止）
F	○ タブレットを利用した簡易認知機能検査（もの忘れ相談プログラム）の充実	充実	認知症は、早期に発見し早期に適切な対応（理解を含む）することが重要と言われていることから、タッチパネル式のタブレット端末を利用した簡易の認知機能検査を身近な場所で実施できるよう体制整備の充実を図る。
G	○ 認知症疾患医療センターの充実	充実	認知症疾患医療センターは、これまで1か所（北里大学病院）で相談を受けているが、連携型のセンターを新設することで医療相談体制等市民の利便性の向上を図るとともに、認知症に関する医療提供体制や介護機関等との連携を推進する。
	高齢者大学（あじさい大学）の見直し	統合	市民大学へ統合（「あじさい大学」は廃止）

さがみはら障害者プランに係る令和4年度の施策の見直し（下記ほかA、Cも該当）

	事業名	分類	主な内容
H	○ 重症心身障害者向けの生活介護事業所の整備促進	継続	重症心身障害者を受入れる生活介護事業所等の整備を促進する。
I	相模原市民間福祉施設等運営費助成の見直し	適正化	重症心身障害者の受入れ促進に伴う加算を創設するとともに、令和3年度の国の報酬改定に伴う加算を見直す。
J	○ 手話通訳者設置・派遣事業における遠隔手話通訳サービスの試行実施	充実	聴覚障害者等からの相談、手続等における円滑なコミュニケーションの支援及び情報通信技術を利用した意思疎通支援策の検討のため、市相談窓口におけるパソコンのテレビ電話機能を活用した手話通訳を試行的に実施する。
	医療的ケア児等コーディネーターの配置等	新規	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する。

関連施設（指定管理施設等）の見直し

	事業名	分類	主な内容
K	南大野老人いこいの家（廃止）	廃止	廃止（令和3年度末 条例廃止）
L	城山障害者デイサービスセンターつくしの家（廃止）	廃止	廃止（令和3年度末 条例廃止）。併せて現在の指定管理者に対して、移転費用等を補助する。

事業担当課

地域包括ケア推進課：A

在宅医療・介護連携支援センター：F、G

福祉基盤課：H、I

高齢・障害者福祉課：E、K、L

高齢・障害者支援課：B、D、J

津久井保健福祉課：C

= 凡例 =

○：庁議付議事業のうち充実するもの（事業費の増）

：庁議付議事業のうち見直しするもの（事業費の減）

：別途個別に庁議に諮り、令和4年度に充実するもの（事業費の増）

：別途個別に庁議に諮り、令和4年度に見直しするもの（事業費の減）

1：地域福祉、高齢者、障害者の3計画に共通

2：高齢者、障害者の2計画に共通

人員配置について

令和4年度の人員配置について、施策の見直しに伴う影響なし

「見直し = 転換」であり、各課とも見直し後の業務の実施や新たに検討すべき課題を多数抱えている。

<分類が「廃止」または「統合」の事業について>

施設の廃止（K南大野老人いこいの家、L城山障害者デイサービスセンターつくしの家）

少なくとも令和4年度は廃止に伴い対応すべき業務がある。令和5年度以降については未定。

事業の統合（高齢者大学）

市民局との統合後も、一部業務（講師の手配、会場の手配、講座内容の調整等）は継続。

事業スケジュール

別紙 2

	事業名	令和3年度	令和4年度		
			4～6月	7～9月	10月～
A	○ 地域の包括的な支援体制づくりの検討(1)	地域づくりのプラットフォームの検討	地域づくりのプラットフォームの検討		→
B	○ ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業の対象地域の拡大	利用者、事業者への周知 要綱改正	実施		→
C	津久井地域移動支援サービス事業運営費補助金交付事業に係る費用助成の見直し(2)	利用者、事業者への周知 要綱改正	実施		→
D	はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の見直し	利用者、事業者への周知 要綱改正 団体との調整 システム改修	実施		→
E	敬老事業(敬老祝金の廃止)	関連団体調整(アンケート、団体説明等)、3年度未条例廃止	前年度対象者への祝金支給事務 その他敬老事業の見直し		→
F	○ タブレットを利用した簡易認知機能検査(もの忘れ相談プログラム)の充実	関係機関等との調整		実施	→
G	○ 認知症疾患医療センターの充実	医療関係団体等との調整		実施	→
	高齢者大学(あじさい大学)の見直し	運営委員会、講師調整等、教育局調整	市民大学(あじさい大学コース)の運営		→
H	○ 重症心身障害者向けの生活介護事業所の整備促進	・公募 ・国庫補助協議	・事業者選定 ・国庫内示	・着工 ・国庫申請	→ 竣工
I	相模原市民間福祉施設等運営費助成の見直し	関係機関との調整・意見聴取	・事業者周知		→ 見直し
J	○ 手話通訳者設置・派遣事業における遠隔手話通訳サービスの試行実施	関係機関等との調整	実施及び効果等検証		→
	医療的ケア児等コーディネーターの配置等	養成研修の実施、協議の場設置検討	コーディネーターの配置協議の場設置		→ 次年度以降のコーディネーター検討

K	南大野老人いこいの家（廃止）	利用団体等への説明、3年度末条例廃止	跡地利用の検討	施設解体等工事	→
L	城山障害者デイサービスセンター つくしの家（廃止）	12月議会部会説明、3年度末条例廃止	跡地利用検討	方向性の決定、庁議	2月施設廃止

予算影響額等（一般会計）分野別

（単位：千円）

別紙 3

分野	事業名等	R 3 予算額	R 4 予算額	影響額	R 5 予算額	影響額	R 6 予算額	影響額	R 7 予算額	影響額	備考
地域福祉	A 地域の包括的な支援体制づくりの検討	0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	R 4に今後の体制を検討するため、R 5～ R 7の予算は未定だが、R 4事業費を記載。
	うち一般財源分	0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
高齢	B ○ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業の対象地域の拡大	25,605	35,216	9,611	35,326	9,721	35,414	9,809	35,474	9,869	
	うち一般財源分	25,605	35,216	9,611	35,326	9,721	35,414	9,809	35,474	9,869	
	上記のうち、自然増相当額を除いた額	25,605	34,505	8,900	34,505	8,900	34,505	8,900	34,505	8,900	
	C 津久井地域移動支援サービス事業運営費補助金交付事業に係る費用助成の見直し	24,000	23,000	1,000	23,000	1,000	23,000	1,000	23,000	1,000	新規参入も含む補助金交付事業者の増加や補助金制度の見直しなど今後の状況により事業費に変動があるため、R 5～ R 7の予算は未定
	うち一般財源分	16,500	15,500	1,000	15,500	1,000	15,500	1,000	15,500	1,000	
	D はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の見直し	97,726	69,845	27,881	73,121	24,605	76,143	21,583	78,057	19,669	
	うち一般財源分	80,626	52,745	27,881	56,021	24,605	59,043	21,583	60,957	19,669	
	E 敬老事業（敬老祝金の廃止）	78,883	35,748	43,135	38,657	40,226	40,383	38,500	41,288	37,595	
	うち一般財源分	78,883	35,748	43,135	38,657	40,226	40,383	38,500	41,288	37,595	
	F ○タブレットを利用した簡易認知機能検査（もの忘れ相談プログラム）の充実	0	4,000	4,000	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	
	うち一般財源分	0	4,000	4,000	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	
	G ○認知症疾患医療センターの充実	0	3,150	3,150	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	
	うち一般財源分	0	2,420	2,420	4,840	4,840	4,840	4,840	4,840	4,840	
		高齢者大学（あじさい大学）の見直し	2,081	0	2,081	0	2,081	0	2,081	0	2,081
	うち一般財源分	2,081	0	2,081	0	2,081	0	2,081	0	2,081	
障害	H ○重症心身障害者向けの生活介護事業所の整備促進	27,600	66,400	38,800	187,700	160,100	0	27,600	0	27,600	・令和3年度予算は流用（事業費ベース+500千円）あり。 ・令和6年度以降の施設整備事業費については、次期障害福祉計画によって事業内容が影響を受けるため、現時点では未定。
	うち一般財源分	1,900	4,434	2,534	12,567	10,667	0	1,900	0	1,900	
	I 相模原市民間福祉施設等運営費助成の見直し	800,970	800,864	106	800,756	214	800,756	214	800,756	214	
	うち一般財源分	800,970	800,864	106	800,756	214	800,756	214	800,756	214	
	J ○手話通訳者設置・派遣事業における遠隔手話通訳サービスの試行実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	令和5年度以降の事業の体制については、令和4年度の試行実施を踏まえて検討するため、現時点では未定
	うち一般財源分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	医療的ケア児等コーディネーターの配置等	0	4,439	4,439	8,439	8,439	10,439	10,439	10,439	10,439	
	うち一般財源分	0	2,219	2,219	2,219	2,219	2,219	2,219	2,219	2,219	
	事業費合計	1,056,865	1,052,662	4,203	1,188,799	131,934	1,007,935	48,930	1,010,814	46,051	
	うち一般財源分...	1,006,565	963,146	43,419	981,386	25,179	973,655	32,910	976,534	30,031	
	上記 から、自然増相当額を除いた額	1,006,565	962,435	44,130	980,565	26,000	972,746	33,819	975,565	31,000	

<その他の削減の取組>

- 令和3～8年度の地域包括支援センター委託料等の見直し分131,370千円（6年間）令和4年度一般財源年間 21,800千円
- 令和2年度のねたきり高齢者等紙おむつ支給事業における生活保護制度利用者対象外化 令和3年度以降一般財源年間 2,585千円
- 令和2年度の障害児者宿泊費助成事業の廃止分 令和4年度以降一般財源年間 4,557千円
- 令和2年度の身体障害者用福祉車両あじさい号運行事業の廃止及び緩和措置分 令和4年度以降一般財源年間 10,242千円

予算影響額等（一般会計）施設関連の見直し

分類	事業名等	R 3 予算額	R 4 予算額	影響額	R 5 予算額	影響額	R 6 予算額	影響額	R 7 予算額	影響額	備考
高齢	K 南大野老人いこいの家（廃止）	677	7,923	7,246	0	677	0	677	0	677	
	うち一般財源分	677	7,923	7,246	0	677	0	677	0	677	
障害	L 城山障害者デイサービスセンターつくしの家（廃止）	0	5,810	5,810	12,040	12,040	0	0	0	0	
	うち一般財源分	0	5,810	5,810	1,240	1,240	0	0	0	0	
	事業費合計	677	13,733	13,056	12,040	11,363	0	677	0	677	
	うち一般財源分...	677	13,733	13,056	1,240	563	0	677	0	677	
	上記 から、自然増相当額を除いた額	677	13,733	13,056	1,240	563	0	677	0	677	

予算影響額等（介護特区）

（単位：千円）

（単位：千円）

（単位：千円）

（単位：千円）

分類	事業名等	R 3 予算額	R 4 予算額	影響額	R 5 予算額	影響額	R 6 予算額	影響額	R 7 予算額	影響額	備考
高齢	高齢者大学（あじさい大学）の見直し	0	2,745	2,745	2,745	2,745	2,745	2,745	2,745	2,745	
	うち市負担分	0	344	344	344	344	344	344	344	344	
	事業費合計	0	2,745	2,745	2,745	2,745	2,745	2,745	2,745	2,745	
	うち市負担分	0	344	344	344	344	344	344	344	344	

<その他の削減の取組>

令和2年度のホット！あんしんダイヤル相談時間の見直し 令和3年度以降一般財源年間 622千円

<その他R4年度業務の予算について>

地域ケアサポート医によるアウトリーチ支援の充実

一般会計 / 一般財源 / 見積額105千円

相模原市重度障害者住宅設備改善費助成事業の対象年齢の拡大

一般会計 / 一般財源 / 見積額26,400千円(制度変更による増額なし)

「認知症高齢者・障害者等SOSネットワークシステム」の充実

特別会計 / 見積額316千円、うち市負担分見積額61千円

高齢者移動支援推進モデル事業の継続実施

特別会計 / 見積額1,000千円（前年度から 500千円）、うち市負担分195千円（前年度から 94千円）

高齢者・障害者に関わる 施策の見直し・公の施設の廃止

令和3年11月5日
地域包括ケア推進部

令和4年度に向けた高齢者・障害者に関わる施策の見直し・施設の廃止の概要

見直しの背景

- ✓ 人口減少・超高齢社会、人生100年時代を見据えた対応
- ✓ 複合化・複雑化する課題への対応
- ✓ 持続可能な社会保障制度の確立を目指す国等の動向を的確に捉えた対応
- ✓ (地域) 共生社会の実現に向けた取組の具現化・加速化への対応
- ✓ ポストコロナ・ウィズコロナを見据えた対応

見直しの視点

- ✓ これまでの事務事業の見直しの取組や行財政構造改革プランを踏まえ、持続可能な高齢者・障害者施策への転換の推進と公の施設の廃止
- ✓ 「第4期地域福祉計画」、「第8期高齢者保健福祉計画」及び「さがみはら障害者プラン」に位置付けた施策の着実な推進
- ✓ 一律給付的な支援から目的・効果が明確でより必要性の高い支援へ
- ✓ 国の補助制度・特定財源を活用した施策の実施

主な施策の見直し・公の施設の廃止

- ✓ あじさい大学と市民大学との統合
- ✓ 敬老祝い金の廃止、はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の見直し
- ✓ 重層的支援体制整備事業の実施
- ✓ 認知症関連施策の充実
- ✓ 重症心身障害児者向けの生活介護事業所の整備促進
- ✓ 南大野老人いこいの家の廃止、城山障害者デイサービスセンターの廃止(受け皿施設の整備支援)

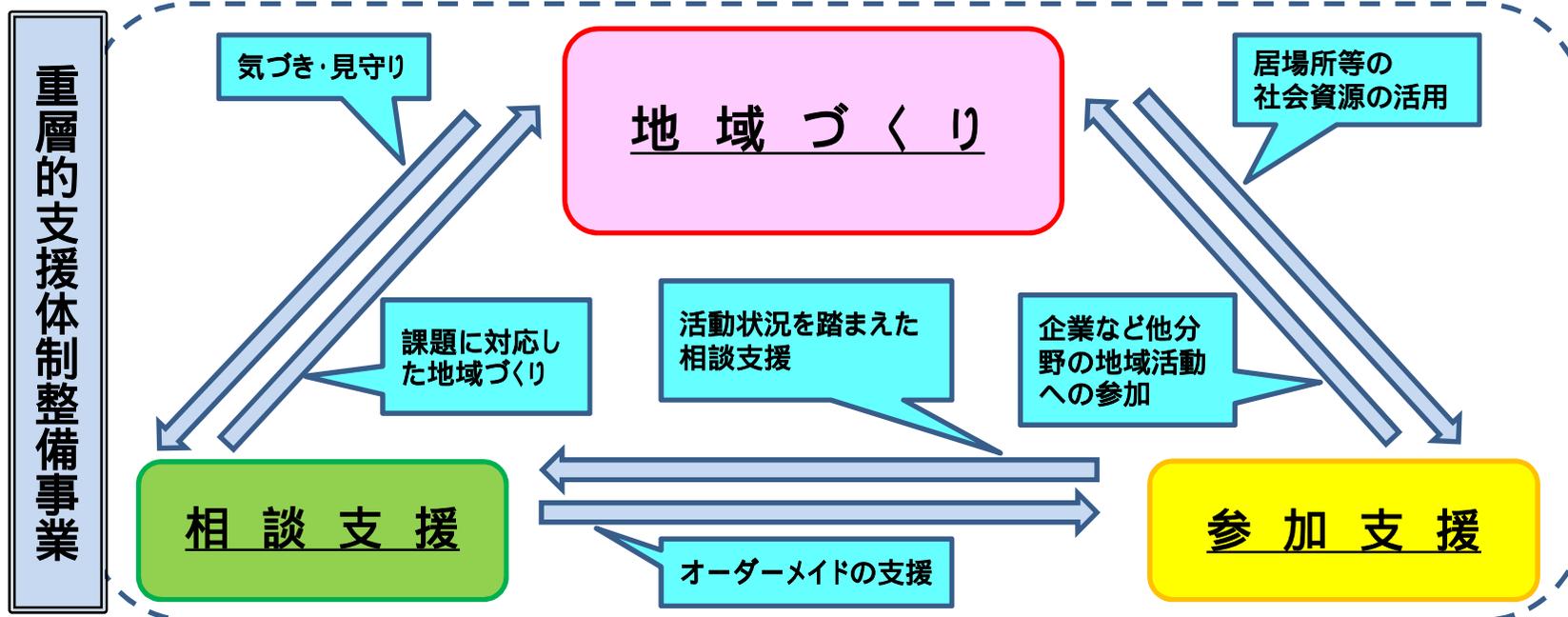
地域福祉施策の見直し（転換）の方向性について

「地域共生社会」の実現を目指し、地域で暮らす住民が「支える側」「支えられる側」に分かれるのではなく、地域づくりに主体的に参加し、「地域の力」を高めることにより、地域福祉を推進

複合化・複雑化した課題解決に向けて、包括的な支援の機能として、「断らない相談支援」、「参加支援(社会とのつながりや参加の支援)」とともに、「地域づくり(地域やコミュニティにおけるケア・支えあう関係性の育成支援)」を一体的に整備することが必要である。

社会福祉法の改正

平成30年 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進が規定
令和2年 包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設



令和4年度に向けた第4期地域福祉計画に係る施策の見直し

1 包括的な支援体制の整備

- A ○ 地域の包括的な支援体制づくりの検討(1)
- 地域ケアサポート医によるアウトリーチ支援の充実(1)

2 体制づくり

部局横断的な災害時要援護者支援体制の整備

3 人材づくり

デジタル活用支援員推進事業の活用の検討(1)

4 関係づくり

「さがみはら地域福祉ネットワーク事業」の見直し及び推進

= 凡例 =

庁議付議事業のうち充実するもの(事業費の増)

庁議付議事業のうち見直しするもの(事業費の減)

別途個別に庁議に諮り、令和4年度に充実するもの(事業費の増)

別途個別に庁議に諮り、令和4年度に見直しするもの(事業費の減)

庁議付議事業以外で、令和4年度に充実または見直しするもの(事業費の増減は不問)

1 地域福祉、高齢者、障害者の3計画に共通

2 高齢者、障害者の2計画に共通

高齢者施策の見直し（転換）の方向性について

「地域共生社会」の実現を目指し、複合化・複雑化する課題に対応するため、包括的な支援体制の整備に向けた取組を推進

人口減少・超高齢社会が進行する中、市に求められる支援は、高齢者の社会参加・就労の促進や、高齢者を支える基盤整備などへ変化している。持続可能な社会保障制度の確立を目指す国等の動向を的確に捉えつつ、高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、高齢者施策の見直し(転換)を図り、複合化・複雑化する課題に対応する**包括的な支援体制の構築**に取り組むことが重要である。

これまでの施策

生きがいづくりや健康づくり、介護予防を促進するための**個別給付等を中心とした高齢者への直接的な支援**
・介護保険サービス ・地域支援事業や総合事業の取組等 ・敬老祝金



これからの施策

誰もが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現に向けた**包括的支援体制を構築**

- 高齢者の社会参加と生きがいづくりに向けた取組の推進
- 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進
地域包括ケアシステムの推進

**地域共生社会
の実現**

令和4年度に向けた第8期高齢者保健福祉計画に係る施策の見直し

1 高齢者の社会参加と生きがいづくりに向けた取組の推進・その他

- B ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業の対象地域の拡大
- C 津久井地域移動支援サービス事業運営費補助金交付事業に係る費用助成の見直し(2)
- D はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の見直し
- E 敬老事業(敬老祝金の廃止)
高齢者大学(あじさい大学)の見直し
介護予防・健康づくりに係るインセンティブ交付金事業の実施(加齢性難聴者等に対する社会参加促進モデル事業)
高齢者移動支援推進モデル事業の継続実施

2 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進

- F ○ タブレットを利用した簡易認知機能検査(もの忘れ相談プログラム)の充実
- G ○ 認知症疾患医療センターの充実
「認知症高齢者・障害者等SOSネットワークシステム」の充実(2)
介護予防・健康づくりに係るインセンティブ交付金事業の実施(加齢性難聴者等に対する社会参加促進モデル事業)【再掲】

障害者施策の見直し（転換）の方向性について

「地域共生社会」の実現を目指し、市民と一体となって、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる「共にささえあい 生きる社会」に向けた取組を推進

平成18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」では、障害者が日常生活・社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するもの(医学モデル)ではなく、社会における様々な障壁と相対することで生ずるもの(社会モデル)の考え方を反映している。

国内においては、障害者基本法の改正、障害者差別解消法などの関係法令の整備を進め、平成26年に条約を批准するとともに、平成28年には障害者差別解消法の施行や障害者総合支援法の改正、近年では、社会福祉法の改正をはじめ、障害者文化芸術推進法、読書バリアフリー法、医療的ケア児支援法などの制定等がされており、本市としても、社会モデルの考え方を踏まえつつ、**障害者自ら望む地域生活や社会参加の実現に向けた更なる取組の推進**が重要である。

社会環境の変化

津久井やまゆり園事件や東京2020パラリンピックの開催等により、以前よりも様々な機関において障害等に関する理解促進に向けた取組が図られており、障害者であっても地域を構成する一員であるという意識が醸成される環境が整えられてきているとともに、障害者支援における当事者目線の支援(意思決定支援)の重要性の認識が高まってきている。

これまでの施策

福祉サービス基盤の充実と障害者の地域生活の充実のための**直接的な支援**

- 各種手当や助成などの個別給付による障害者が生活をする上で必要となる経費の負担軽減等
- 障害福祉サービス等において不足していた社会資源の指定管理施設等による提供

これからの施策

社会資源の充実を中心とした障害者の地域生活や社会参加の促進のための**間接的な支援**

障害等に関する更なる理解促進に向けた取組

障害の程度やライフステージ等に応じた切れ目のない支援のための地域における体制整備

障害者の意思決定の支援の強化及び自己選択の機会の確保 等

**地域共生社会
の実現**

令和4年度に向けたさがみはら障害者プランに係る施策の見直し

1 共生社会の実現に向けた障害等に関する理解促進

障害者等の社会参加の促進のための取組の充実(ユニバーサルデザインやICT技術等の積極的な普及啓発)

障害者差別のない共生社会の実現に向け、(仮称)市人権尊重のまちづくり条例に共生社会の理念を規定することを検討

2 重度の障害のある人の地域生活の支援

H 重症心身障害者向けの生活介護事業所の整備促進

I 相模原市民間福祉施設等運営費助成の見直し

重層的な相談支援体制の検証・評価と再構築に向けた検討

地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害福祉サービス等の利用などに係る適切に意思決定を行うための取組の推進

3 福祉人材の確保とサービスの質の向上

J○ 手話通訳者設置・派遣事業における遠隔手話通訳サービスの試行実施

4 障害のある児童への一貫した支援

医療的ケア児等コーディネーターの配置等

5 障害のある人の就労環境の充実・その他

相模原市重度障害者住宅設備改善費助成事業の対象年齢の拡大

関連施設（指定管理施設等）の見直し

1 高齢者関連施設

- K 南大野老人いこいの家(廃止)
- ・老人福祉センターのあり方検討
 - ・市立デイサービスセンターの民間移管等に向けた取組

2 障害者関連施設

- L 城山障害者デイサービスセンターつくしの家(廃止)

A ○ 地域の包括的な支援体制づくりの検討 【地域包括ケア推進課】

(1) 事業の概要

令和3年4月から社会福祉法の改正により任意事業として実施されている重層的支援体制整備事業の実施に向けて、本市に相応しい包括的相談支援事業、多機関協働事業の体制を検討するとともに、地区社会福祉協議会を中心とした地域のプラットフォームの形成による地域づくりを検討するもの(重層的支援体制整備事業移行準備事業)

また、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢にかかわらず働くことができる生涯現役社会を目指すため、重層的支援体制整備事業と合わせて高齢者の就労支援に資する生涯現役促進地域連携事業の実施を検討する。

(2) 現状と課題

8050問題やひきこもり、ダブルケアなど、地域における課題が複合化・複雑化してきており、分野に捉われず、複合的に支援を行っていくことが求められている。

地域づくりについては、福祉コミュニティ形成事業やコミュニティソーシャルワーカーの活動など、これまでも積極的に実施しているところであるが、課題に対応していくためには、プラットフォームの形成による連携の強化と、地域福祉ネットワーク(企業との連携)の推進、地域ケア会議と福祉コミュニティ形成事業との関係の整理が必要

(3) 充実の概要

- ・地域のプラットフォームの形成の検討、地域福祉ネットワークの推進(社会福祉協議会への委託)
- ・生涯現役促進地域連携事業の実施に向けた検討
- ・重層的支援体制整備事業の実施の検討(庁内)

(4) 施策上・事業費(財源含む)上の影響

所要額 社協への委託費 10,000千円
(一般財源 10,000千円)

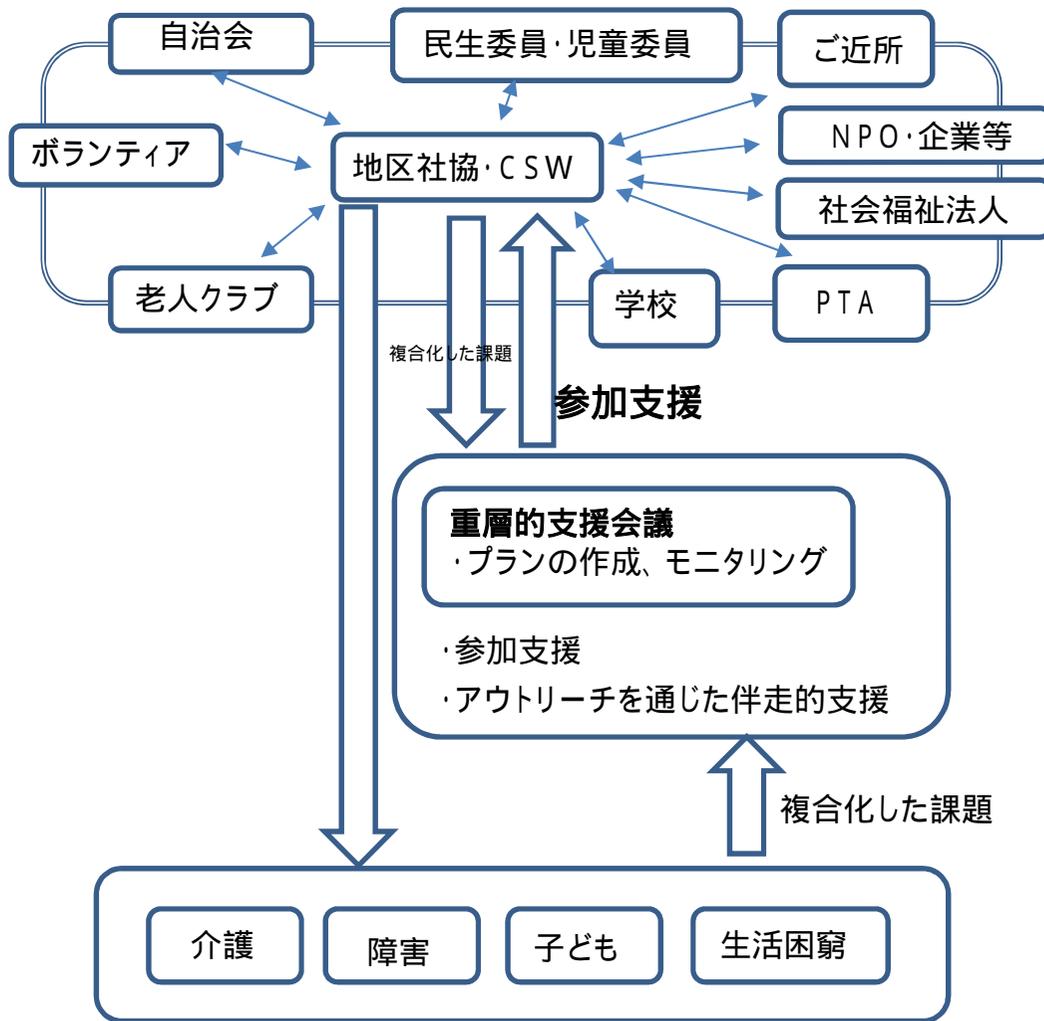
財源の一部について、重層的支援体制整備事業移行準備事業補助金(補助率3/4)の活用を検討

委託費の内訳 人件費 8,000千円(法定福利費、積立資産支出含む) 事務費 2,000千円(タブレット、車両リース代等)

(5) その他

【包括的な支援体制のイメージ】

地域づくり(地域)
多機関協働
包括的相談支援体制(市)



・地区社協を中心にプラットフォームを形成し、地域の連携、地域資源の掘り起こし(地域福祉ネットワークを含む)を行う。
福祉コミュニティ形成事業の充実

- ・プラットフォーム体制の検討
- ・地域ケア会議との関連性の整理
- ・生活支援CとCSWの役割の整理

多機関協働事業、包括的相談支援体制は継続して、庁内で検討 R6からの事業実施を目指す

R4既存の地域福祉ネットワーク会議を重層的支援会議としてモデル実施

B ○ ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業の対象地域の拡大

【高齢・障害者支援課】

(1) 事業の概要

ねたきり等高齢者に対し、全介助を伴う移送サービスに要する民間タクシー料金の一部を助成することにより、利用者負担の軽減を図り、高齢者等の生活の支援を行うもの

・対象者：要介護4・5の認定を受けた者（要介護3は調査による。）

・助成方法：課税状況に応じて、助成券を交付

課税世帯1000円×60枚、非課税世帯1000円×96枚

・根拠：市ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業実施要綱（H12.4.1施行）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業予算(千円) (決算)	26,550 (22,327)	26,550 (20,489)	25,327 (19,063)	25,605
交付者数(人)	815	806	830	—

(2) 現状と課題

現状

- ・令和2年度までは旧相模原市の区域と津久井地域では、次のとおり別事業での移送サービスを実施
旧相模原市の区域：高齢・障害者支援課による高齢者等移送サービス券の交付
津久井地域：津久井保健福祉課が相模原市社会福祉協議会（市社協）への委託事業
- ・令和3年度から、津久井地域における移送サービスが市社協への委託から、福祉有償運送事業者への補助に転換したことにより、旧相模原市の区域との間にサービスの差が発生

課題

- ・居住地によるサービス差の解消に向け、早急に公平なサービス提供を行う必要がある。
- ・高齢者に対しても、市内で一律のサービス提供が望ましい。

(3) 充実の概要

現在、旧相模原市の区域で行っている高齢者等移送サービス利用助成事業を、市内全域に拡充するもの

【施行時期】 令和4年4月1日

(4) 施策上・事業費(財源含む)上の影響

- ・居住地によるサービスの不公平が解消される。
- ・市内一律のサービスを行うことで、市民がサービスを理解しやすくなる。
- ・市民周知を一括で行うことができるため、事務の簡素化へ繋がる。

制度改正の伴う見込み

	制度改正による影響	令和4年 事業見込み
交付者数(人)	+ 116	1,064
事業費(千円)	+ 8,900	35,216

要介護認定者の増加等の事業改正以外での影響を含めたもの

制度改正後の事業費推移の見込み

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業費見込み(千円)	35,216	35,326	35,414	35,474	35,498

C 津久井地域移動支援サービス事業運営費補助金交付事業に係る費用助成の見直し 【津久井保健福祉課】

(1) 事業の概要

津久井地域は、他の地域と比べ、交通空白地区が広域に点在し、在宅の移動困難な高齢者・障害者に対する福祉目的の戸口輸送（ドア・ツー・ドアのサービス）による移動手段の確保が地域性に特化して必要なことから、市町合併時に旧4町から引き継ぎ、市が相模原市社会福祉協議会へ委託事業（福祉有償運送事業）として移動支援サービス事業を実施してきた。ますます進展する津久井地域の高齢化への対応や制度の課題解消に向けて転換が必要なことから、市委託事業は令和2年度末で終了。

令和3年度より、市委託事業から津久井地域の在宅の移動困難な高齢者・障害者に対する福祉有償運送事業を行う事業者への補助金交付事業への制度変更に伴い、旧事業時の利用登録者に対し、利用料金の激変緩和措置として料金の一部助成を実施。

制度比較	運行料金（単価）	迎車料	（例）10km運行料金
R2（市委託事業）	1km50円	なし	500円
R3（民間単価）	1km150円	1回300円	1,800円
差引増額	1km100円増	1回300円増	1,300円増

助成対象者 令和3年3月31日現在の市委託事業の利用登録者
 助成の額 1運行当たり300円を上限とし、対象者につき運行48回を限度とする。

(2) 現状の課題

課題 現在は1運行当たり300円の助成であるが、運行が長距離になることにより高額な負担をしている方がいる。このことから、負担額に比例した費用助成に見直す必要がある。

利用料金別	4月	5月	6月	7月	8月	合計
0～499円	63	68	85	77	76	369
500円～999円	205	261	281	295	228	1,270
1000円～1499円	143	127	189	157	119	735
1500円～1999円	46	53	79	56	52	286
2000円～2999円	78	90	78	80	52	378
3000円～3999円	18	27	14	22	18	99
4000円～4999円	3	9	9	10	5	36
5000円以上	9	14	13	18	10	64
合計	565	649	748	715	560	3,237

料金別実績の内訳では、1,000円未満の利用料金が1,639件と50%程度を占めており負担額から見て高い比率の助成となっている。

運行距離に応じて助成比率が下がることから、一定の距離以上の比較的負担が大きい対象者への負担軽減をする必要がある。

（例）4km×150円+迎車料300円=900円
 費用助成300円 助成率33%

60km×150円+迎車料300円=9,300円
 費用助成300円 助成率3%

(3) 見直しの概要

対象者 他制度の公費助成と重複しない観点から対象者は次のとおりとする。

対象者 ただし、次の要件に該当する方は対象者からは除く 公費助成の重複はしない	対象者は、廃止前の委託事業の利用登録者とする。 (高齢者) 要介護3の一部、要介護2.1 要支援1.2 (障害者) 身体障害者3~6級 精神3級 療育手帳B1.B2 その他の障害(内部・知的・精神含む)
	生活保護受給者 ねたきり高齢者等移送サービス利用助成の交付対象者(高齢者) 対象要件 要介護5.4.3の認定を受けている方のうち、特別な移送が必要で、居室及び移送車両間の全介助を要する方
	福祉タクシー利用券・自動車燃料給油券の助成の交付対象者(障害者) 対象要件 身体障害者1.2級 精神障害1.2級 療育手帳A1.A2 小児慢性特定疾患・指定難病り患者

対象の運行・助成額

運行料金の積算基礎(運行距離)と比例した助成とし、対象の運行・助成額は次のとおりとする。

項目	内容	積算理由及び効果
対象の運行	1 運行10 kmを超えた運行とする。	一定の負担をしているという観点から、助成ラインは「1 運行10 kmを超えた運行」と設定。 高額負担の対象者の負担軽減が図られる。
助成額(助成積算方法)	10 kmを超えた距離×100円を助成 運行48回を限度とし年間60,000円までとする。	10 kmを超えた距離は、市委託事業時の利用者負担である1 km50円となる。
費用助成の時限	令和5年度(令和6年3月31日まで)	

事業費試算

	人数	回数	距離
運行実績(5ヶ月分)	513人	3,237回	20,987.4 km
10 kmを超えた運行	147人 28%	601回 18%	11,097.1 km
10 kmを超えた距離	147人	601回	5,087.1 km
うち要介護5.4.3 (移送助成対象)	6人	17回	うち10 kmを超えた距離 86.3 km (1.7%)
うち障害 タクシー 券・燃料券 対象	14人	44回	うち10 kmを超えた距離 337.2 km (6.6%)
差引 試算額	127人	540回	事業費 2,000千円

(4) 事業実施の影響 (一般財源の影響額)

予算(単位:千円)	R3	R4
費用助成事業		
R3 一財3,000	3,000	2,000
運営費補助金		
R3 特財 7,500 一財 13,500	21,000	21,000
合 計	24,000	23,000

【事業費】 R4 - R3 = 1,000千円

D はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の見直し 【高齢・障害者支援課】

(1) 事業の概要

高齢者に対し、はり・きゅう及びマッサージの施術料を助成することにより、健康の保持と介護予防を図り、生活の自立支援に資することを目的とする。

- ・対象者 : 70歳以上の市民(70～79歳の者は所得制限あり)
- ・助成内容 : 助成券(1枚2千円)を、年間最大で12枚(24千円)交付
年度途中の申請の場合は、申請月から1月当たり1枚を交付
助成券との差額は利用者負担。保険診療には利用不可
- ・根拠 : 市はり、きゅう及びマッサージ施術料助成事業実施要綱 (S63.4.1施行)

(2) 現状と課題

現状

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交付者数(人)	6,012	6,220	6,694	6,687
使用枚数(枚)	40,942	42,981	44,036	40,267
決算額(千円)	82,825	86,368	89,036	81,455

課題

- ・今後も交付者数が増加していくことが見込まれる。
- ・他の指定都市や県内市と比較して、手厚い助成となっている。

(3) 見直しの概要

- ・ 事業対象者の年齢を70歳以上から、75歳以上へ引き上げ
経過措置として、年度ごとに1歳ずつ引き上げる。
改正に伴うシステム改修あり。

- ・ 助成額を1枚当たり2,000円から1,000円へ減額

【施行時期】 令和4年4月1日

(4) 施策上・事業費(財源含む)上の影響

当初予算推移(千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
現行	106,513	112,077	117,193	120,451	122,915
見直し後	69,845	73,121	76,143	78,057	79,519
一般財源 の影響額	36,668	38,956	41,050	42,394	43,396

E 敬老事業(敬老祝金の廃止) 【高齢・障害者福祉課】

(1) 事業の概要

本市高齢者の長寿を祝い、敬意を表するため、相模原市敬老金条例に基づく敬老祝金の配付、市長による各区最高齢者への敬老訪問、100歳を迎えた方への祝品の贈呈(国祝品、市長色紙)、地区の敬老事業実施団体に対する補助金の交付等の各種敬老事業を実施している。

(2) 現状と課題

高齢者人口が増加していく中で、敬老事業については、その時々々の社会情勢や高齢者意識の変化などを踏まえ、適宜、見直しを行ってきた。

今後も、高齢者福祉施策の推進や複合的な福祉課題へ対応していくため、事業内容の見直し(転換)を行う必要がある。

(3) 敬老事業等に関するアンケート調査

今後の敬老事業のあり方・方向性等について、各団体の役員・理事へアンケート調査を実施した。敬老事業を「今のまま継続した方が良い」と回答した方が全体の56%となっているが、この中で、敬老祝金については、廃止や縮小をしたほうが良いという内容の意見が出されていた。

また、敬老事業を「縮小・廃止した方が良い」と回答した方は全体の30%となっており、このうち、どの事業を縮小、廃止すべきかの問いに対しては、「敬老祝金」、「敬老事業補助金」という回答が14件と、最も多かった。

なお、今後どのような高齢者施策を充実させていくべきかの問いに対しては、「認知症施策の充実」、「移動支援、外出支援」などの回答が多かった。

【調査対象】

市社会福祉協議会、市民生委員・児童委員協議会、
市自治会連合会、市老人クラブ連合会 の役員・理事
合計 107名

【調査期間】

8月4日～9月3日

【回答率】

84.1%(90件/107件)

(4) 見直しの概要

事業名	R2事業内容	R3方針	R3事業内容	R4方針
敬老祝金	88歳：10,000円 100歳：50,000円	継続	88歳：10,000円 100歳：50,000円	廃止
敬老訪問	100歳希望者 幹部訪問+国祝品+市長色紙 各区男女最高齢者 市長・各区長訪問	見直し	各区男女最高齢者 市長が訪問	継続
祝品の贈呈	77歳：メッセージ+記念品(@220円) 101歳以上：メッセージ+記念品(@550円)	見直し	100歳 市長色紙、国祝品を郵送	継続 (+88歳メッセージ)
敬老事業補助金	算定対象年齢：77歳以上 単価：400円、基礎額：200,000円	見直し	算定対象年齢：80歳以上 単価：450円/人、 基礎額：200,000円 (地域貢献活動促進支援事業)	継続 各団体の意見を聞きながら、R5に向けて見直しを進める。

(5) 事業実施の影響(一般財源の削減分)

事業見直しについては、令和2年度 3年度にも実施しており、その結果、一般財源ベースで約1,000万円の削減となった。

令和4年度については、敬老祝金を廃止する。88歳対象者に対する祝賀メッセージの実施を予定しているが、敬老事業全体としての見直し影響額は43,135千円と見込んでいる。(単位：千円)

予算(単位：千円)	R2	R3	R4
敬老祝金	43,539	44,135	(廃止)
敬老訪問・祝品の贈呈	4,714	350	1,350
敬老事業補助金	40,373	34,398	34,398
合計	88,626	78,883	35,748

【見直し影響額】 R3 - R2 = 9,743千円 R4 - R3 = 43,135千円

F ○ タブレットを利用した簡易認知機能検査(もの忘れ相談プログラム)の充実

【在宅医療・介護連携支援センター】

(1) 事業の概要

認知症は、早期に発見し早期に適切な対応(理解を含む)することが重要と言われていることから、タッチパネル式のタブレット端末を利用した簡易の認知機能検査を身近な場所で行えるよう体制整備の充実を図る。

(認知機能検査プログラム・2種類)

「もの忘れ相談プログラム」 検査項目も少なく、5分程度の短時間・低ストレスで検査ができる。

「TDASプログラム」 医療機関においても利用されている信頼性の高いプログラム。検査項目が少し増え所要時間は20分程度。

(2) 現状と課題

本事業については、各高齢・障害者相談課にタッチパネル式のタブレット端末を1台ずつ配置しており、「もの忘れ相談プログラム」のみが実施できる状況となっている。

日頃の生活の中で、認知症に備える(予防)取組のきっかけづくりを図るとともに、認知機能に不安のある方に対しては、医療機関の受診や地域包括支援センター等の支援につなげる。

(3) 充実の概要

すべての地域包括支援センター(29か所)へ、タッチパネル式のタブレット端末を配置するとともに、認知症を正しく理解し備える(予防)の取組を促すリーフレットを作成する。

(4) 施策上・事業費(財源含む)上の影響

所要額(一般財源) ・タッチパネル式タブレット(プログラム等を含む)のリース料
29台分 450万円/年間(5年リース)
・リーフレット(認知症・介護予防・生活習慣病を含む)作成費 100万円

G ○ 認知症疾患医療センターの充実 【在宅医療・介護連携支援センター】

(1) 事業の概要

認知症疾患医療センターは、これまで1か所(北里大学病院)で相談を受けているが、連携型のセンターを新設することで医療相談体制等市民の利便性の向上を図るとともに、認知症に関する医療提供体制や介護機関等との連携を推進する。

(2) 現状と課題

- ・他市と比較して、センターの設置が少ないことから、1か所で受けている相談件数、鑑別診断の件数が多くなっている。
- ・今後の認知症高齢者の増加に対応する必要がある。

	地域型	連携型
人員配置	専任の認知症専門医1名以上 専任の臨床心理技術者1名以上 医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師2名以上	専任の認知症専門医1名以上 看護師・保健師・精神保健福祉士等1名以上
検査体制	血液・尿一般・心電図・神経心理検査対応 CT、MRIを有する 脳血流シンチグラフィを活用できる体制	血液・尿一般・心電図・神経心理検査対応 CT、MRI、脳血流シンチグラフィを活用できる体制
認知症疾患医療センター	北里大学病院	なし

参考(県内指定都市の状況) 厚生労働省の指針では65歳以上人口6万人に1か所程度確保することとされている。

	65歳以上人口 (令和2年1月1日現在)	現在のセンター数	1か所あたりの65歳以上人口
横浜市	922,408	9	102,490
川崎市	301,508	4	75,377
相模原市	187,771	1	187,771

(3) 充実の概要

多様な拠点機能を担う地域型に加え、**連携型を増設(1か所)**することにより、早期発見・早期対応等に向けた体制の充実を図る。

(4) 施策上・事業費(財源含む)上の影響

所要額(一般財源) 看護師・保健師・精神保健福祉士等 1名分 630万円
国庫補助率(国1/2) 予算単価基準額(1,464千円/年間)

H ○ 重症心身障害者向けの生活介護事業所の整備促進

I 相模原市民間福祉施設等運営費助成の見直し 【福祉基盤課】

(1) 事業の概要

H 障害福祉施設等施設整備事業

本市の施策を推進する上で必要な障害福祉サービス事業所等の施設整備に対し整備費の一部を助成する。

I 相模原市民間福祉施設等運営費助成

民間障害福祉施設の障害者に対するサービス向上等を図るため、介護給付費等に加算して助成を行う。

(2) 現状と課題

特別支援学校に在籍している重度の知的障害と肢体不自由が重複している、いわゆる「重症心身障害」の認定を受けている児童が高等部を卒業した際に、主に日中の居場所となる生活介護事業所()が不足している。

()生活介護事業所：常時介護を必要とする障害者に対し、主に昼間に入浴、排せつ、食事等の身体介助などのサービスを提供する事業所

重症心身障害児の就学状況

令和3年4月1日現在

	0～5歳 (未就学)	6～11歳 (小学生)	12～14歳 (中学生)			15～17歳 (高校生)		
重症心身障害認定者	14	36	5	7	4	5	9	10
特別支援学校等在籍者	-	31	5	7	4	4	9	8

12歳以上の重症心身障害認定者のうち、9割以上が特別支援学校等に在学。日中を学校で過ごしている。

重症心身障害認定児の進路

卒業生の約8割が学校に代わる日中の居場所として生活介護事業所に通所している。

生活介護事業所の状況(令和3年9月1日時点)

事業所数(全体)	重症心身障害者受入れ (うち、5名以上受入れ)	重症心身障害者利用実数
70	17(4)	約70人

(3) 充実・見直しの概要

事業実施の背景

現状および課題の把握

- (ア) 障害福祉計画策定の基礎調査として、市民アンケートを実施(令和2年1月)
- (イ) 特別支援学校へ進路状況等に関する聞き取り調査を実施(令和3年7月)
- (ウ) 生活介護事業所へ重症心身障害者の受入れ実態等調査を実施(令和3年8月)

○生活介護事業所のニーズの増加
・医療技術の進歩等に伴う重症心身障害認定児の増加
・在宅向けサービスの充実に伴う、在宅生活者の増加

課題

重症心身障害者向けの生活介護事業所が不足

○重症心身障害者を受入れる事業所が増えない
・職員の手厚い配置や看護師の確保のため、人件費が多くかかる。
・バリアフリーに対応した設備が必要

施策の位置付け(共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン)
重症心身障害者を支援する新たな生活介護事業所の整備 3か所

課題解消に向けた取組

施設整備費用(工事費)の助成

市単独加算による運営費への補助

新たな事業所の整備促進

既存の事業所の受入れ拡大

重症心身障害者の受け皿の確保

各事業の拡充内容

H 重症心身障害者向けの生活介護事業所の整備促進

重症心身障害者の受け皿を速やかに確保するため、公募により選定した事業者に対して整備費の補助を行う。

整備予定数

令和4年度整備予定施設数・・・1か所(令和5年4月開業)

公募要件

- ・利用定員:生活介護20名
- ・主な利用対象者:重症心身障害者(医療的ケアを要する者を含む)
- ・運営要件:重症心身障害者を利用者の半数以上受け入れること

I 相模原市民間福祉施設等運営費助成の見直し

前回の見直し(参考)

平成31年度(令和元年度)から令和3年度にかけて、「重度障害者の地域生活の支援」及び「障害のある人の就労環境の充実」を目的とした加算へ重点化する見直しを図った。

	平成31年度(令和元年度)	令和2年度	令和3年度(見込)
平成30年度との比較	70,786千円	265,435千円	402,211千円

見直し前と比較して約4億円を削減

今回の見直し(令和4年10月実施)

重症心身障害者の受入れを評価する加算を拡充することで、受け皿を確保するとともに、令和3年度報酬改定を踏まえ、国と趣旨が重複する加算の適正化を図る。

○拡充

- ・重症心身障害者加算の拡充
- ・重症心身障害者を送迎した場合の加算の拡充

○縮小

- ・訓練系サービスにおける送迎加算の縮小
- ・工賃向上加算の縮小

(4) 事業費(財源含む)上の効影響

H 重症心身障害者向けの生活介護事業所の整備促進・・・66,400千円

【財源内訳】国庫補助 44,266千円、市債 17,700千円、一財 4,434千円

I 相模原市民間福祉施設等運営費助成の見直し・・・ 106千円(令和5年度: 214千円)

【見直し内容】

見直し時期	区分	加算 (対象サービス)	単位	見直し内容	影響額(千円)	
					R4年度	R5年度
R4.10月	拡充	重症心身障害者加算 + 初期加算 (生活介護)	533単位/日 582単位/日 + 50単位/日	重症心身障害者の受入れ促進の観点から、加算の拡充(+49単位)を図るとともに、新たに受入れた場合に、初期加算として、利用開始日から90日間に限り、重症心身障害者加算に50単位を上乗せする。	4,488	8,975
		送迎加算 (生活介護)	・ 重心の場合 50単位/片道	重症心身障害者の送迎には、通常の送迎よりも事業者の負担が大きいため、負担軽減を図る加算を新設する。	2,434	4,867
	縮小	送迎加算 (自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)	23単位/片道 13単位/片道	送迎加算は国においても加算が存在し、市単加算と重複しているため、一部サービスにおいて加算単位を縮小(10単位)する。	5,778	11,556
		工賃向上加算 (就労継続支援B型)	35単位/日 25単位/日	令和3年度の報酬改定により、高賃金を実現している事業所をさらに評価する仕組みとなったことから、当該加算の単位を縮小(10単位)する。	1,250	2,500

【参考】令和4年度以降の整備計画

	令和4年度	令和5年度
重症心身障害者を受入れる生活介護	1	2
重症心身障害者を受入れる放課後等デイ	-	1

J 手話通訳者設置・派遣事業における遠隔手話通訳サービスの試行実施

【高齢・障害者支援課】

(1) 事業の概要

聴覚障害者等が社会生活上手話通訳を必要とする場合の意思疎通支援として、市登録手話通訳者の各区高齢・障害者相談課の相談窓口への設置及び行政機関、病院、学校等における手続の際への派遣を行っているもの

(2) 現状と課題

更なる相談支援体制の充実のため、相談窓口への市登録手話通訳者の設置日の拡充等が求められている一方、手話通訳者の減少や高齢化等により、市登録手話通訳者の確保が困難な状況となっており、情報通信技術を活用した意思疎通支援策の検討等、その対応が必要となっている。

(3) 充実の概要

聴覚障害者等の市役所相談窓口での相談、手続等における円滑なコミュニケーションの支援及び情報通信技術を利用した意思疎通支援策の検討のため、各相談窓口に設置された手話通訳者によるパソコンのテレビ電話機能を活用した遠隔手話通訳を試行的に実施する。

	現行	実施後
手話通訳者設置場所	各区高齢・障害者相談課(緑区・中央区・南区)	変更なし
パソコン設置箇所	-	各区高齢・障害者相談課(緑区・中央区・南区)
対応可能時間	各課週2日 午前9時～午後5時 緑高齢・障害者相談課(月・木) 中央高齢・障害者相談課(火・金) 南高齢・障害者相談課(水・金)	週5日 午前9時～午後5時 当該相談窓口到手話通訳者が不在の日は、他区の高齢・障害者相談課の手話通訳者が遠隔手話により対応する。

(4) 施策上・事業費(財源含む)上の影響

各相談窓口において、手話通訳者が不在の日であっても遠隔手話通訳による意思疎通支援が可能となり、相談支援体制の充実につながる。

(5) その他

ア 令和4年度は試行実施期間とし、実施状況及びその効果から本格導入等を検討する。

イ 本サービスの試行実施は、既存の計画配置パソコン等を活用したもので、新たな財源は要しない。

K 南大野老人いこいの家(廃止) 【高齢・障害者福祉課】

(1) 事業の概要

高齢者が相互の親睦、レクリエーション、老人クラブ活動を行う場を提供し、相互の交流と高齢者福祉の向上を図る目的で、昭和50年2月に開設。利用には団体登録が必要。

施設の概要

面積	敷地192.41㎡ 床面積122.55㎡ ●松の間(15畳=24.75㎡) ●竹の間(10畳=16.5㎡) ●梅の間(6畳=9.9㎡) 計:51.15㎡(利用可域) ※3和室以外は住込管理人廃止(H16)とともに閉鎖
管理	○シルバー人材センター(隣接する南事務所)に委託 ○管理委託料:479千円 ※維持管理費全体では、677千円(R3当初予算)
利用	対象:60歳以上 利用負担:無料 利用時間:午前9時から午後4時 休所日:日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)



(2) 現状と課題

築47年が経過し、老朽化が進んでおり、未耐震の木造建築である。高齢化率が上昇する一方で、利用者数は減少を続け、平成20年度以降は横ばい傾向にある。

市行財政構造改革プランにおいては、第1期(R3~5年)中の廃止に向けて取り組むこととしている。なお、利用登録団体(30団体)へ現在の活動状況や周辺施設の利用状況、その他見直しに関するアンケートを実施しており、現在(10月18日時点)までに16団体から回答があった。

廃止という方向性に関する設問に対し、廃止を含め施設の存続にはこだわらないという内容の回答が8団体、存続を望む回答が6団体、当設問に未回答が2団体という結果であった。

(3) 見直しの概要

R3年度末に施設を廃止(条例廃止)し、跡地利用の検討を進めることとする。

(4) 施策上・事業費(財源含む)上の影響

施設の廃止による維持管理経費の減
・R3年度当初予算 **677千円**
(内訳)委託料、光熱水費等

(5) その他

令和4年度予算に解体等経費を計上

項目	概算	備考
解体等経費	7,923千円	解体工事、家屋調査、廃棄物処分等含む

(参考)土地売却試算(近隣地区の公示価格を基に試算)
約75,617千円(192.41㎡×393千円/㎡)

城山障害者デイサービスセンターつくしの家(廃止)【高齢・障害者福祉課】

(1) 事業の概要

在宅の障害者及びその家族に対し、通所による企業等から受注した生産活動等を通じて障害者の自立と社会参加を促進し、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的に昭和59年に旧城山町時代に開設。



面積	敷地947.00㎡ 延床301.00㎡ 訓練・作業室、多目的室、静養室・相談室、更衣室、シャワー室、事務室、トイレ、倉庫
管理	特定非営利活動法人福祉協会しるやま 理事長 尾形 元三(平成18年8月設立) 指定管理料なし
利用	定員 20名・知的障害者 休所日 日・土曜日、祝日、 年未年始(12月29日～1月3日)

(2) 現状と課題

- ・築37年が経過しているため、今後、施設の建替えや修繕に多額の経費が発生することが想定される。(左下表参照)
- ・行財政構造改革プランでは、第1期(R3～5年)中に「民間へ移管又は廃止」に向けた取組を実施することとしている。
- ・指定管理者とは、施設の老朽化と更新時期を見据え、施設廃止を含めた施設の在り方についての話し合いをしており、近隣地での民設民営についての意向も示されている。
- ・障害の特性から、**通い慣れた場所や顔馴染みの職員でないと定着できない(通所が途切れてしまう)利用者**がいることが想定されるため、**現利用者の居場所の確保や継続した支援が必要**

(参考) 施設を継続した場合、今後発生することが想定される費用

項目	概算経費	計算式
更新(建替え)費用	89,397千円	297千円/㎡(単価 1) × 延床面積
改修費用	62,608千円	208千円/㎡(単価 1) × 延床面積
解体費用 ²	12,040千円	40千円/㎡(単価 1) × 延床面積

¹「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」において試算時に使用した単価。
当該施設は、同計画において、「状態監視保全建築物」の扱い(簡易な構造の建築物であるため)

²解体には、「公共施設等適正管理推進事業債」(充当率90%)の活用を予定(事業債の期間はR3年度までとなっているが期間の延長が見込まれるため)

(参考) 土地処分価格(概算)

・当該地は市街化調整区域

売却時の状態	処分価格 ³	備考
更地として売却	16,005千円	駐車場や資材置き場として活用可

³当該地の近隣公的価格(県地価調査額(R2.7.1時点))を基に想定個別格差補正を行い概算したもの。本来行う不動産鑑定士による鑑定評価から大きく異なる場合がある。

(3) 見直しの概要

現指定管理者が開設する施設(民設民営)の開所時期に合わせ、令和5年2月に当該施設を廃止(条例廃止)し、跡地利用の検討を進めることとする。なお、現利用者が円滑に新たな施設で支援が受けられるよう、移転費補助を行う。

(4) 施策上・事業費(財源含む)上の影響(移転費補助分)

施設を廃止するに当たっては、現利用者(20名)が、引き続き、顔馴染みの職員から支援を受けることができるよう、移転費用や備品購入費を補助し、新たな場所への円滑な移転を支援する。



円滑な移転を支援

現利用者には、引き続き
安心・安全な居場所の確保
顔馴染みの職員からの支援
が必要

(仮称)利用者継続支援準備経費補助金		
補助対象	移転費用	5,810千円 以内
	備品購入費	

市障害福祉サービス事業所移行促進事業補助金を踏まえ補助制度を創設
今後民営化を促進する高齢者のデイサービス施設等にも活用

(参考)平成16年度橋本保育園を民設民営化した際には施設整備費補助と併せて初度調弁6,400千円を交付。

平成26年度第三陽光園を廃止するため、利用者の受け皿施設を第三陽光園の運営の受託者である市社会福祉事業団が施設を整備した際には、国の社会福祉施設等施設整備費補助金を活用し、91,358千円交付。

(5) その他

跡地利用 今後、跡地の活用希望に関する庁内照会を行った上で検討。なお、検討に当たっては、当該施設が市街化調整区域にあることや、隣接するもみじホール城山及び城山公民館においてイベント時の駐車場が不足していること(城山総合事務所周辺公共施設再編方針より)などを踏まえる必要がある。

スケジュール

項目/年度	R3年度				R4年度			
	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
利用者(家族)等説明		法人→家族	市→家族					
庁議			←→				調整会議	
跡地利用					←→ 検討	方向性の決定		
議会			部会説明	廃止上程				2月 施設廃止 3月 移転先で事業開始

パブリックコメント:行財政構造改革プランにおいて、一定の方向性が示されているため、利用者等に説明することで実施しない方向で調整

決定会議 議事録

令和3年11月5日

1 令和4年度における高齢者・障害者に関わる施策の見直し(転換)・公の施設の廃止について

【地域包括ケア推進部】

(1) 主な意見等

○(市長公室長) 拡充充実させるものがあったとしても、見直しや廃止をする事業があることで全体としては予算削減となる理解でよいか。

(地域包括ケア推進部長(以下、地ケ部長)) その通りである。

(市長公室長) 本件の見直しと行財政構造改革プランとの関わりについてはどのように整理しているか。

(地ケ部長) 少子高齢化、社会構造やニーズの変化に対応していくための見直しは、継続して実施していく必要があると考えている。今回の見直しは行財政構造改革プランの第一期期間内に先行して見直しを実施するもの。

(総務局長) 既存事業の見直しや廃止に関しては十分な時間をかけて議論する必要があると考えている。全体を一括パッケージとして審議する必要があることは理解するが、個々の事業についても審議を深める必要がある。審議方法については検討していただきたい。

○(総務局長) 敬老事業の見直しについては、長寿を祝う事業の見直しであることから市民に説明する際には、より丁寧な対応をいただきたい。

(地ケ部長) 承知した。

(石井市長公室理事) はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の見直しにあたり、激変緩和措置の補助対象年齢を毎年1歳ずつ引き上げることにについて制度を見直し、補助が必要な年齢をここで改めて判断したのであれば、激変緩和措置は必要ないと考える。市民や団体からの意見もあると思うので、すべてに緩和措置をしないと判断は難しいのかもしれないが、再度局内で激変緩和措置の取扱いについて考えていただきたい。

(地ケ部長) 承知した。

(網本市長公室理事) 市民に理解を得ることの難しさは承知しているが、見直す事業と新規事業等について、さらに一步踏み込む必要があると考える。例えば、補助事業の対象者や補助率を見直すことに留まらず、目的等が達成されるなど時代に合わなくなった事業であれば激変緩和措置を設けることなく廃止し、一方で、市民ニーズ等を踏まえ真に必要な事業を充実させるなど、メリハリを持って見直しを進めていただきたい。また、人工の削減についても見える形にすることが望ましいと考える。

(地ケ部長) 人工については見える形にしたい。

(市長公室長) 行財政構造改革プランとの関わりについて、行財政構造改革本部会議で審議する必要はあるか。

(財政課長) 行財政構造改革プランの中で第一期においても見直しが進められるものについては先行で進めることの記載があることから、プランとの整合性に問題はない。審議については、行財政構造改革本部会議は当該プラン上、各取組の進捗管理を行うと示

されており、意思決定は庁議がよいと考える。今回の庁議による決定は行財政構造改革本部会議に報告することで足りると考えている。

(2) 結 果

○原案のとおり承認する。